

学校法人京都産業大学役員の報酬等に関する規程

制 定 平成11年7月9日

最近改正 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人京都産業大学（以下「法人」という。）の役員の手当，報酬及び退職手当又は退職慰労金について，必要な事項を定める。

(理事手当)

第2条 法人の専任の教育職員及び事務職員（以下「職員」という。）のうちから選任された理事の手当月額，次のとおりとする。

- (1) 理事長 45万円
- (2) 常務理事 30万円
- (3) 理事 13万円

2 前項に規定する役員のうち，京都産業大学役職手当支給規程及び京都産業大学附属中学校・高等学校役職手当支給規程に定める役職手当受給者については，理事手当月額の2分の1の額を支給するものとする。ただし，同項第2号の常務理事については，理事手当月額の3分の1の額を支給するものとする。

3 月の途中で，理事に就任又は退任した場合は，前2項に規定する理事手当月額を当月分として支給する。

(報酬)

第3条 職員以外の者のうちから選任された役員の報酬月額，次のとおりとする。

- (1) 理事長 45万円
- (2) 理事及び監事 10万円

2 月の途中で，役員に就任又は退任した場合は，前項に規定する報酬月額を当月分として支給する。

3 第1項の規定にかかわらず，常勤として同項各号の役員に就任する場合の報酬月額の上限は次のとおりとし，就任の都度理事会で決定する。

- (1) 理事長 160万円
- (2) 理事及び監事 120万円

4 前項に規定する「常勤」とは，法人における役員としての勤務を本務の職業とする場合をいう。

(支給方法)

第4条 役員の手当又は報酬の支給方法は，職員の例による。

(夏季・年末・年度末手当)

第5条 職員のうちから選任された理事に支給される理事手当は，夏季・年末・年度末手当の算出基礎となる基本月額に算入しない。

2 職員以外の者のうちから選任された役員には，夏季・年末・年度末手当は支給しない。

(退職手当又は退職慰労金の支給)

第6条 職員のうちから選任された理事が職員としての在籍中に理事を退任した場合及び理事の任期中に職員を退職した場合は，当該職員の職員としての退職時に次条に定める退職手当を支給する。

ただし、理事長の職にある者が退職後も引き続き理事長として就任する場合は、最終の理事長退任時に支給する。

- 2 職員以外の者のうちから選任された役員が退任した場合は、退職慰労金を支給する。ただし、任期満了後引き続き役員に就任した場合は、最終の役員退任時に支給する。
- 3 職員のうちから選任された理事が、学校法人京都産業大学寄附行為第10条第1項第1号又は第3号により解任された場合の退職手当は、次条第1項又は第2項の規定を適用せず、京都産業大学退職手当支給規程又は京都産業大学附属中学校・高等学校退職手当支給規程（以下「各学校の退職手当支給規程」という。）による。
- 4 職員以外の者のうちから選任された役員が、学校法人京都産業大学寄附行為第10条第1項第1号又は第3号により解任された場合は、退職慰労金を支給しない。
- 5 役員が死亡により退任した場合の退職手当又は退職慰労金は、その遺族に支給する。この場合において、遺族の範囲及び順位は、各学校の退職手当支給規程の規定を準用する。

（退職手当又は退職慰労金の算出方法）

第7条 職員のうちから選任された者が理事長、理事たる学長又は常務理事（以下「理事長等」という。）に就任した場合において、当該職員が理事長等を退任した場合の退職手当は、職員としての退職時の基本給に各学校の退職手当支給規程に規定する支給率（理事長等としての在任期間を除く。）を乗じた金額と職員としての退職時の基本給の100分の30に理事長等の在任月数を乗じた金額の合算額とする。

- 2 職員のうちから選任された者が理事長等以外の理事に就任した場合において、当該職員が理事を退任した場合の退職手当は、職員としての退職時の基本給に各学校の退職手当支給規程に規定する支給率（理事就任期間も含む。）を乗じた金額と第2条第1項第3号に規定する理事手当月額に在任年数を乗じた金額の合算額とする。
- 3 職員としての退職後も引き続き役員として就任する場合、退職した日に至るまでは、退職手当として第1項又は第2項により算出した額を支給し、退職後は、退職慰労金として次項又は第5項により算出した額を支給する。
- 4 職員以外の者が理事長を退任した場合の退職慰労金は、第3条第1項第1号に規定する役員報酬月額額の100分の30に理事長としての在任月数を乗じた金額とする。
- 5 職員以外の者が理事長以外の役員を退任した場合の退職慰労金は、第3条第1項第2号に規定する役員報酬月額に在任年数を乗じた金額とする。
- 6 第1項及び第4項に規定する在任月数の計算は、就任日から退任日までとし、30日未満の日数は1月とする。
- 7 第2項及び第5項に規定する在任年数の計算は、就任日から退任日までとし、6月未満は0.5年とし、6月以上は1年とする。
- 8 当該役員が、理事、監事、常務理事又は理事長の役職の中でそれぞれ異なる役職を経験した場合の退職手当又は退職慰労金は、それぞれの役職ごとに第1項、第2項、第4項及び第5項により算出した額の合算額とする。

（事務）

第8条 この規程に関する事務は、総務部において行う。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、理事会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成11年7月9日より施行する。
- 2 学校法人京都産業大学役員退職金規程（昭和49年4月1日施行）、理事手当支給基準（平成8年10月1日制定）、学外非常勤役員報酬支給基準（昭和54年11月27日制定）、学校法人京都産業大学役員退職金規程運用基準（平成9年3月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。